

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度 第 1 回 所沢市いじめ問題対策連絡協議会
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟 6 階 6 0 4 会議室
出 席 者 の 氏 名	【委員】 小野塚 勝俊（会長） 岩間 健一（副会長） 田家 重信 芝井 克英 杉山 太一 山村 顕子 相川 史生 櫻井 誠 中田 利明 【事務局】 学校教育部次長 吉川 誠 学校教育担当参事 伊東 真吾 学校教育課主幹 刈谷 和哉 教育センター副主幹 岡田 香代 学校教育課指導主事 今井 知博 同 指導主事 宮岡 修平 同 指導主事 佐瀬 孝太郎 同 指導主事 小松 大祐
欠 席 者 の 氏 名	【委員】市川 實 須澤 一男 越智 三奈子 市來 広美
説明者の職・氏名	学校教育課指導主事 今井 知博 学校教育課指導主事 佐瀬 孝太郎

議 題	1 開会 2 委嘱状・任命書の交付 3 会長挨拶 4 委員自己紹介並びに事務局紹介 5 いじめ問題対策連絡協議会の役割について 6 報告・協議 (1) 本市の「いじめ」の現状について (2) いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について (3) 今後の活動の方向性について 7 連絡 8 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 所沢市いじめ問題対策連絡協議会条例 4 令和6年度第3回生徒指導に関する調査抜粋まとめ 5 いじめ未然防止プログラム概要
担 当 部 課 名	所沢市教育委員会学校教育課 電話 04 - 2998 - 9238

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会
会長	2 委嘱状・任命書の交付
会長	3 会長挨拶
	4 委員自己紹介並びに事務局紹介
事務局	5 いじめ問題対策連絡協議会の役割について ・本協議会は、昨年度発足した組織であり、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置されている。 ・令和5年度までは、「安全安心な学校と地域づくり推進本部会議」の中で、目的の一つとしていじめ撲滅を掲げ、取り組んでいたが、いじめ問題への対応の重要性を鑑み、このことに特化した会議体として本協議会を組織した。 ・協議会の目的は、条例第2条のとおり、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関すること」を協議することと

事務局	している。 6 報告・協議 (1) 本市のいじめの現状について ・ いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条で定められている。法では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっている。 ・ 文部科学省による調査によると、全国の小・中学校のいじめ認知件数はここ4年間、年々増加傾向にあり、令和5年度 732,568 件は、令和4年度 681,948 件と比較して 50,620 件増加となっている。 ・ 本市のいじめの現状について、令和6年度第3回生徒指導に関する調査結果の暫定値を報告する。 ・ いじめの認知件数は小学校 2,728 件、中学校 276 件となっている。令和5年度と比較して、小学校は減少、中学校は増加している。 ・ 積極的ないじめの認知をすることで、初期段階のいじめであっても学校が組織的に対応でき、早期の解決につなげることができる。 ・ 学校はアンケートでいじめを認知する場合も多く、態様として、「悪口を言われた」、「からかわれて嫌な思いをした」、「無視をされた」などが報告されている。 ・ いじめの解消には、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。 ・ 例年、7月頃の調査結果によると、約90%後半の割合で解消が確認されている。令和6年度に認知したいじめで解消されていないものについては、今年度も引き続き解消に向けて学校と連携して取り組んでいく。 ・ 本市のいじめ重大事態の発生件数は、令和2年度から令和5年度において、年間2件、4件、5件、3件と推移している。令和6年度は重大事態の発生がなかった。 ・ 重大事態に発展する可能性のあるケースについて、早期の段階で学校から市教育委員会へ報告するよう呼びかけを強化している。報告を受けた際、市教育委員会は直ちに学校を訪問し、対応についての指導助言を早くから行うことで重大事態にまで至らず収束したケースが複数あった。 ・ 今後も学校には、いじめの法やガイドライン、教育委員会作成のいじめ対応マニュアル等に則った丁寧な対応をするよう指導支援をしていく。 ・ 全ての学校でいじめ防止のための基本方針が策定され、各校のホームページで公開している。校内には法に基づくいじめの対策組織を設置し、組織的な対応に取り組んでいる。
-----	---

委員	・ いじめ重大事態とは、どういうものが含まれるのか。
事務局	・ いじめ重大事態は、いじめ防止対策推進法第28条に規定され、1 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、2 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに、いじめ重大事態として判断するという定義がある。
副会長	・ 相当の期間とは、30日以上とか例があるとわかりやすい。
事務局	・ 相当の期間とは約30日程度となる。
委員	(2) いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について ・ 学校教育課のいじめ問題に係る取組について報告する。 ・ 学校教育課の中には、健やか輝き支援室といういじめ問題等の生徒指導上の案件に対応する担当グループがあり、学校や保護者、児童生徒からの様々な相談に対応している。 ・ 「いじめホットライン」を設置しており、電話やメールでの相談を受け付けている。相談を受けた場合、指導主事、心理士、警察OBである生徒指導・いじめ問題対策員などのスタッフが、いじめの早期対応や解消に向けて対応する。 ・ 平時は、元校長の学校経営アドバイザーが学校を巡回し、いじめなど生徒指導上の問題の予防に向けて校長、管理職に指導助言している。 ・ 学校から今現在対応しているいじめに関する報告があった際には、指導主事や生徒指導・いじめ問題対策員等が、対応について具体的な支援を行っている。 ・ 健やか輝き支援室の具体的な取組として、生徒指導・教育相談訪問を実施している。これは、年2回学校を訪問し、管理職や担当の教職員から話を聞いたり、直接児童生徒の様子を見たりして、各校の生徒指導・教育相談体制のより一層の充実を図るものである。すでに第1回の訪問が始まっているが、今年度はいじめ防止基本方針に関する取組がさらに向上していくような視点をもって訪問し、指導助言している。 ・ いじめはどの学校でも、どのこどもにも起こり得るものととらえ、教育委員会として対応を進めていく。 ・ 教育委員会としては、学校は表面的な解決だけを目指すのではなく、被害にあった児童生徒への支援はもちろんのこと、加害とされる児童生徒がなぜいじめの行為に及んだのか、その背景は何なのか、その児童生徒への指導や支援も含め、丁寧に対応する必要があると捉えている。 ・ いじめが複雑化、多様化していることもあり、教職員がいじめを適切に正しく理解すること、いじめの対応の仕方、手段や方法等について、日々の研修に努めることも大切だと考えている。 ・ こどもたちにはこれからの社会を生き抜いていく上で、いじめや

委員	様々な人間関係のトラブルを自分たちで解決していく力を意図的に身につけさせていくことが重要であると考え、学校教育課では令和6年度から新たに「いじめ未然防止プログラム」の策定に向けて取り組んでいる。 ・ 資料3「いじめ未然防止プログラムの研究について」を見ていただきたい。これはこどもたちがいじめ問題やトラブルを自分たちで解決する力を見つけ、いじめが起きにくい学校風土を醸成し、いじめの未然防止に取り組むことをねらいとしたプログラムで、研究内容は学校や学級の実態に応じた効果的な授業を行い、いじめの未然防止に資するであろう11の資質・能力を育成して、いじめが起きにくい学校風土を醸成するための実践を作っていくと考えている。 ・ 昨年度、研究協力校3校に取り組んでもらっている。令和7年度、8年度にも3校ずつ、9校の研究結果をもとに、市独自のいじめ未然防止プログラムを作り、令和9年度以降、47校すべての学校で取組を実施することを考えている。 ・ 人権擁護業務は法務局だけではなく、民間ボランティアである全国約1万4千人の人権擁護委員と連携して業務を行っている。 ・ 主な業務として人権相談、人権啓発、人権審判事件の調査がある。特にこどもを対象とした活動に関しては、小中学校にこどもの人権ミニレターや人権作文コンテスト、人権教室の活動を行っている。 ・ 法務局の取り組みとしては、いじめ問題に関する人権擁護機関として、人権相談はこどもが発信する信号をいち早くキャッチするため、全国の法務局地方局に専用相談電話「こどもの人権110番」を設置し、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。 ・ 全国の小中学校の児童生徒にこどもの人権SOSミニレターを配布し、誰に相談していいかわからない、でも助けてほしいというようなこどもからの助けを求める声を受け取っている。法務局の職員や人権擁護委員、その他が、内容一通一通を確認の上、ていねいに返信し、事案によっては保護者を通じ、または直接こどもと面談をしている。 ・ 人権の啓発では、中学校を対象に全国中学生人権作文コンテストを毎年実施している。 ・ 人権擁護委員が中心となって、小中学校に訪問してこどもたちがいじめなどについて考える機会をつくることにより、思いやりの大切さなどを体感してもらうという人権教室を開催している ・ 平成28年からは、携帯電話会社の行う青少年向けスマートフォン携帯電話の利用に関する安全教室と連携して、小中学校における人権教室も実施している。令和6年度は、埼玉県内で小中学校64校の申し込みがあった。本年度4月末現在で、現在34校から申し込みがある。 ・ 人権審判事件の調査に関して、人権相談や関係官公省からの通報などによりいじめ事実を知ったときは迅速に対応している。具体的には、被害児童生徒や保護者からの申告に基づき、人権侵害の
----	---

委員	疑いのある事案を認知した場合には、民間人権審判員と学校管理者側に対する調査を行っている。ただし、この調査はあくまでも協力のもと行っていて、警察や検察などのように強制的な捜査権があるものではない。 ・今年度観察地区が、ダイヤ5市と言われる5市になっている。少し規模が小さくなり、今まで110万規模だったが、80万弱という規模になった。 ・児童相談所は、各家庭の親子間調整といったケースワークが、中心の業務になる。 ・いじめに関しては、夜間や休日も含めて、電話相談の中でいじめの問題に関する不安もあるが、直接私たちが対応するというのではなくて、適切な機関を紹介している。 ・いじめみたいなどころから不登校で、不登校から親子間の関係が悪くなって、家庭が子どもにとって安全でなくなるような流れがあったとき、児童相談所が調整に入るといようなところで、必要に応じて対応している。
委員	・警察ではいじめ問題について、教育現場における対応を尊重しつつも、不法行為が認められるような場合には被害児童などの意向を踏まえながら、積極的な対応に取り組んでいる ・警察活動の中で取り扱った少年が関わる事案において、その背景にいじめがないかの調査確認を行い、いじめ問題の早期把握に努めている。 ・被害児童などで生命身体または財産に重大な被害が生じる、またはその恐れがある事案に対しては、捜査等必要な警察活動を行って検挙等必要な措置を講じている。 ・最近では、SNS 上で誹謗中傷されるなど、インターネットの環境を利用したケースが非常に多く見られる。そのような場合には、警察署だけではなく、警察本部のサイバー犯罪対策局と連携して、サイト管理者などに削除依頼を行うなど、必要な対応をしている。 ・スクールサポーターは警察と学校の緊密な連携を図る上で、架け橋として学校における活動を通じた情報を収集、速やかな連絡等を行って、事案の早期解決に努めている。 ・被害児童に対する支援として、精神的被害の回復を資するために、少年サポートセンターにおける少年相談員等のカウンセリングやスクールサポーターによる被害児童などの支援等を実施している。 ・これまでも警察が認知したいじめに関連する相談等については、学校等の関係機関との連携を図りながら対応していきたいが、いじめ問題に関して、迅速適切に対応していくことが重要であり、その中で重大ないじめ事案及びこれに発展する恐れが高い事案については、被害児童の保護、さらに深刻化の防止を図るために、関係機関の方々と連携して早期対応を図る必要があると考えている。

委員	・ 日頃から学校等の関係機関と緊密に情報を共有できる関係を構築していくことが必要となるため、各種会議を通じて情報共有の連携を図っていきたいと考えている。 ・ 基本的に PTA のスタンスとしては、学校で起こることは先生方、学校にお任せするもので、その上で、PTA に対して要請があれば協力するというふうに思っている。 ・ ただし、PTA として何もしないというわけではなく、そもそもの背景として、いじめられる子の抱えている問題と、いじめてしまう子的问题があると思っている。去年から市 P 連のテーマとしては、「こどものために大人がつながる」というテーマで活動している。保護者もこどもも、孤立してしまうことが大きな問題。そして問題が起きた時、すごい大きくしてしまう要因かなと思う。 ・ PTA として、「保護者同士、今同じ時期にこどもを学校に通わせているどうし友達になろう」「PTA 活動に参加することで、先生方と顔見知りになって、先生方と何でも話しやすくなるような関係を築こう」ということを伝えている。 ・ 家庭でいじめを早く発見したりとか、保護者同士相談したりとか、先生方だけではなくて周りの保護者と解決していける関係性を築く土台として PTA を運営していければと話している。
委員	・ 中学校ではいじめなども含めた様々な事案に対する予防並びに早期対応をするために、アンケート調査を行っている学校がほとんどである。本校では学期に 1 回実施し、一学期と三学期については、担任等の二者面談を実施する中で、アンケート調査の内容で気になることがあればそのことについて確認し、対応が必要と判断した場合には、すぐに校内で共有して聞き取りを行ったり、指導したりして、大きな問題にならないように進めている。二学期のアンケートの後には、担任が気になる生徒に声をかけ面談を行い、聞き取りなどを行って対応している。いずれの対応も早期対応が大切であると考えていて、本校では「スピードが誠意」という言葉のもと、素早く動くことを意識している。 ・ 本校の例だが、朝の打ち合わせが毎日あり、その際に各学年からの生徒指導報告という時間を設け、全学年の生徒指導の状況が共有できるようにしている。 ・ いじめが起きてしまった場合については、まず聞き取りを行い、その後、各組織等を活用しながら、問題が深くならないように進めている。 ・ 年度末には保護者にもアンケートを行い、学校と家庭それぞれの目で見ていく体制を作っている。 ・ どの中学校でも、それぞれの学校のいじめ防止基本方針に基づき、重大事態にならないよう素早く対応することを柱としている。
委員	・ 学校では、道徳や特別活動という日常の指導の中で、相手を思いやるといった気持ちの醸成から、いじめの未然防止を考えている。

	・ いじめ防止基本方針の見直しを毎年行っている。 ・ 学校によっては、児童が自分たちでいじめをなくそうという取り組みを行っている。本校では、昨年度児童会が主体となっていじめリーフレットを作って、それを配っている。 ・ 生活目標の中に言葉遣いとか、相手を思いやる心などを育てるような目標を立てて、いじめ未然防止をしている。 ・ 教職員については、市教育委員会が作成したいじめ対応マニュアル等も含めて、実際の事例をもとに研修を行っている。 ・ いじめの発見について、先ほど中学校からもあったが、アンケートはどの学校でも行っている。それをもとに面談を行っている。 ・ こどもたちには誰でもいいので相談するように話していて、窓口は担任であったり、あるいは相談員、養護教諭、スクールカウンセラーであったりに相談してもらいたいと考えている。 ・ いじめの解決については、校内いじめ対策組織を定期的に月1回開催するものと、いじめが起きた時に臨時で開催するものを実施している。 ・ 対応についてはいじめ対応マニュアル等に沿いながら進めていく中で、教職員やスクールカウンセラー、相談員、養護教諭等も連携しながら対応している。
会長	・ 各機関や団体の取り組み、関わり方について、質問や意見がないか確認した。
会長	(3) 今後の活動の方向性について ・ 今後の活動の方向性について、考えや意見を確認した。
委員	・ いじめ未然防止プログラムの中で、昨年度取り組んだものの中に保護者にアンケートを取った結果の一つを紹介すると、お子さんがいじめの被害に遭ったことはあるかという質問項目については、それなりのパーセンテージで「あると思う」という答えがあったが、一方でいじめの加害になったことがあるかという質問に対しては、ぐんと数値が下がっている。これをどう捉えるかということで、見方によっては、自分の子が加害をしているとは思わないという捉え方があるかもしれない。 ・ これもいじめ未然防止プログラムの、ある学校の取り組みで、こどもたちがこういうものがいじめに当たるのではないかというビデオ映像を、こどもたちの発案で作っている。その中で「遊びに行こうよ」って言われても、誰も反応してくれないような映像を流して、それを無視された側の気持ちを考えてみようという映像をみんなで見ることによって、ハッとする。こういう場面は日常にあるかなって思えるようなものを見せて、いじめという認識ではないかもしれないが、相手が嫌な思いをするということを考えさせることができた。 ・ 昨年度の課題の中で、保護者にも共有していく、加わってもらうことは大事であると思っている。 ・ いじめが起きてからどうするかということより、今いじめの未然

委員	防止、いじめが起きないためにどうするかというのを、こどもたちの周りにいる大人、またこどもたち自体と一緒に考えることを取り組んでいる。 ・ 人権作文コンテストの優秀賞の作品をこどもたちが見る機会があるとよいのではないか。市教育委員会が作っている人権作文の冊子をたまたま目にしたとき、その中ですごく心に刺さる作文があった。人権作文とか、いじめに関する作文というのは、ある意味、こどもたちからのメッセージというか、訴えが含まれているのだと思う。だからコンテストのみに終わらず、そこに書いてあることを、ぜひこどもたちの目にも触れてほしいと思う。いじめがいけないということは、普通に考えるとみんなわかっている。でも、いじめてしまう子にも、理由があるはず。注目されてしまっても悪いことをしてしまうというこどもの心理もあると思う。やっぱりそういう作文の中にはすごくこどものメッセージがある。
事務局	・ 人権作文集について、各学校で授業の時間等を使って作文をこどもたちが書いている。その中で、特に人権意識が高いものであるとか、あるいは考えさせられるものについてピックアップして、文集の形にまとめている。できあがったものについては、各学校にも配布をしていて、教室にも置いて読書の時間に引っ張り出してきて読んでいる子もいる。また、SOS を出しているという視点においても、学校でその作文を書かせることでこどもの内面が見えてくる場合がある。そういったものをキャッチした場合には、すぐに対応をしている。さらに活用できるように、市教育委員会としても周知をしていきたい。
副会長	・ 人権作文は、所沢も含めて近隣 22 市町村の西部地区において、毎年、人権教育の報告会等があって、教員や様々な関係機関の方が集まり、こどもの書いた人権作文も紹介されている。実際に書いた児童生徒が来て、その報告会の中で読み上げて、教員をはじめ、こどもに関わる大人も見られる機会や、実際に聞く機会もある。大人にも好評で、心打たれたという意見がとても多い。やっぱりこどもの生の声というのはとても大事だと思うし、こども同士にも還元をしていくというか、お互いそれが見聞きできる機会を設けていくのはとても重要だと思う。そういう機会を増やして行きたい。
事務局	7 連絡
事務局	8 閉会